

議決一覽表 (6月定例会)

議案番号	件名	議決内容	
議案第36号	平成22年度鈴鹿市一般会計補正予算(第1号)	原案可決	賛成多数
議案第37号	鈴鹿市職員の育児休業等に関する条例及び鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第38号	鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決	全会一致
議案第39号	鈴鹿市税条例の一部改正について	原案可決	賛成多数
議案第40号	都市公園を設置すべき区域の決定について	原案可決	賛成多数
議案第41号	特定公共施設工事の直接施行の同意について	原案可決	賛成多数
議案第42号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第43号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第44号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第45号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第46号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第47号	工事請負契約について	原案可決	全会一致
議案第48号	人権擁護委員候補者の推薦同意について	原案可決	全会一致
議案第49号	人権擁護委員候補者の推薦同意について	原案可決	全会一致
議案第50号	人権擁護委員候補者の推薦同意について	原案可決	全会一致
委員会発議案第2号	在留日系外国人へのセーフティネット強化についての意見書	原案可決	賛成多数
議員発議案第3号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書	原案可決	賛成多数

請願番号	件名	議決内容	
請願第3号	在留日系外国人へのセーフティネット強化についての意見書の提出を求める請願書	採択	賛成多数
請願第4号	未就職新卒者の支援策実施を求める意見書の提出を求める請願書	採択	賛成多数
請願第5号	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書の提出を求める請願書	不採択	賛成少数
請願第6号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書	不採択	賛成少数
請願第7号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する請願書	不採択	賛成少数
請願第8号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出を求める請願書	不採択	賛成少数
請願第9号	改正国籍法の厳格な制度運用を求める意見書の提出を求める請願書	不採択	賛成少数
請願第10号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する請願書	不採択	賛成少数

意見書について

6月定例会で次の2件の意見書を可決し、
内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長に送付しました。

在留日系外国人へのセーフティネット強化についての意見書

第4次出入国管理基本計画が3月に発表されました。今回の計画は、国内における外国人労働者のニーズを研修、技能実習制度に一本化し、今後は日系人ではないアジアの技能実習生で応えていくことにするとの内容です。

しかし、定住化・永住化に進む日系外国人に対しての支援策は今のところほとんど見るべきものはなく、一昨年、経済危機以降、日系外国人の失業率は45歳以上の場合、現在でも50%を超えており、その結果、日系外国人の生活保護申請等自治体の負担は増え続けております。今こそ、国内に在留する日系外国人に対する職業訓練、日本語教育などさらなるセーフティネット支援策が求められております。

よって、在留日系外国人へのセーフティネット支援策をさらに強化するため、下記の措置を求めます。

記

- 現在の基金訓練制度は職業訓練が主軸となっており、日系外国人に対する日本語教育が職業訓練として認可されていない。日系外国人に対しては日本語教育も職業訓練の一部として認可すること。
- 失業給付の受給を終えても、なお再就職できない場合の第2のセーフティネットとして、無料で職業訓練を実施するとともに、生活支援給付を行う現在の基金訓練制度を恒久化すること。
- 基金訓練を受講する者への生活支援給付の要件を緩和すること。
- 日系外国人への職業訓練の実施は、言葉や生活習慣等の異なる中、限られた期間内に技術・技能をマスターしなければならないため、きめ細かな配慮が必要となる。そのため日系外国人への職業訓練制度は、現在の基金訓練制度とは別の制度とし、助成、拡充を行うこと。
- 基金訓練制度の申請、認可を行う機関については、現在の独立行政法人が行うのではなく、民間へ委譲するか、国の機関が直接対応するよう改めること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

未就職新卒者の支援策実施を求める意見書

平成21年度大学等卒業予定者の就職内定率は、今年2月1日時点で80%となり、前年同期比6.3%減で過去最低となりました。社会人として第一歩を踏み出す時に職業に就けないということは、日本の将来を担うべき若者の人生にとって厳しい問題であり、経済・社会の活力低下という点から見ても大変憂慮すべき事態です。

こうした中で、大企業を中心とした「新卒優先採用」の雇用慣行が卒業後の就職活動を困難にするため、就職活動に有利な「新卒」の立場を続けるために敢えて留年する「希望留年者」を生み出しています。今春、就職未定の新卒者は大学・高校卒などで約20万人とも推計されていますが、この推計には希望留年者は含まれていないため、「未就職新卒者」は実質的に20万人以上に上るとみられます。

また、景気低迷が続く中で大企業の採用が落ち込んでいるにもかかわらず、学生は大企業志向が高く、一方で、中小企業は採用意欲が高いにもかかわらず人材が不足している——といった雇用のミスマッチ(不適合)解消も喫緊の課題といえます。

若者の厳しい雇用情勢に対応するため、すみやかに国を挙げて雇用確保のための成長戦略をはじめ、経済政策、雇用支援策など全面的に手を打つべきです。特に、未就職新卒者の支援策を早急に実施するよう、政府に対して以下の項目について強く要請します。

記

- 大企業を中心とした「新卒優先採用」という雇用慣行や就職活動の早期化を見直し、卒業後3年間は『新卒』扱いにするなど、企業、大学の間で新しいルールを策定すること。
- 大企業志向を強める学生と人材不足の中小企業を結び付けるための情報提供を行う「政府版中小企業就活応援ナビ」を創設するなど、雇用のミスマッチを解消すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。